第3期イノシシ管理計画

令和6年度事業実施計画

令和6年4月

兵庫県

1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
2 現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
(1) 生息・分布状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
(2) くくりわな CPUE の推移・・・・・・・・・・・・ 1	
(3) 捕獲状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
(4) 防護柵の設置状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
(5) 被害状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
3 目標達成のための具体的な方策・・・・・・・・・・・・・ 2	
(1) 被害防除 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	
(2) 捕獲にかかる担い手確保・育成と体制整備・・・・・・・・ 3	
(3) 生息密度の低減 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	
(4) 生息地管理 ・・・・・・・・・・・・・・ 5	
(5) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6	,

1 はじめに

本計画は、令和4年4月に策定した第3期イノシシ管理計画(令和4年度~令和8年度)に基づき、最新の調査結果等を踏まえて、令和6年度の兵庫県におけるイノシシ管理のための方策について定めるものである。

2 現状

(1) 生息·分布状況

イノシシはほぼ全県域に生息しており、分布域も拡大している。イノシシの生息密度との相関性が高いことが近年示されたくくりわな $\mathrm{CPUE}^{\times 1}$ の県平均は約0.2となっているが、播磨南東部や淡路地域などではくくりわな CPUE が0.4以上の県平均よりかなり高い地域も認められる(図-1)。

なお、くくりわなCPUEのデータがない本州南部に もイノシシが分布しており、林縁部のみならず市街 地への出没も認められている。

※1 くくりわな CPUE:1 基のくくりわな 100 日間で捕獲したイノシシの頭数の平均。第3期イノシシ管理計画より、イノシシの生息密度指標として利用。

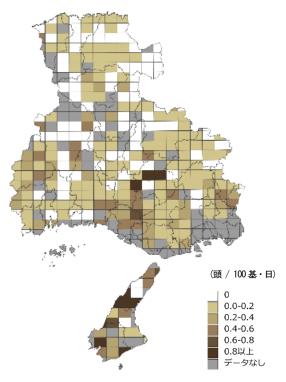


図-1 くくりわな CPUE (令和4年度)

(2) くくりわな CPUE の推移

年度ごとの増減はあるものの、くくりわなCPUEは本州部では平成25年度以降、約0.2で推移している。一方、淡路地域のくくりわなCPUEは、平成30年度から大きく増加し、本州部の3倍以上の高い値となっている。(資料編P7、図-9)

(3) 捕獲状況

令和4年度のイノシシの捕獲頭数は、15,872頭(内有害捕獲9,719頭、狩猟6,153頭)となった。平成30年度から令和2年までは、2万頭以上を捕獲し、増加傾向で推移してきたが、その後2年連続で減少し、令和3年度と比較して約4,000頭、ピークの令和2年度と比較して約7,000頭減少した。 (資料編P2、図-2)

(4) 防護柵の設置状況

シカ、イノシシの農地への侵入を物理的に防止するため、西播磨、但馬地域を中心に、各種補助制度を活用した防護柵の設置が進んでおり、令和4年度までに累計で約11,002km が設置されている。(資料編P1、表-2)。なお、地域別で直近5年間を比較すると、北播磨や但馬、淡路地域において平成29年度以降、防護柵の整備が大きく進められている。(資料編P2、図-1)

(5) 被害状況

イノシシによる令和4年度の農林業被害金額は1億5千6百万円で、令和3年度と比較して6千2百万円減少し、2年ぶりの減となった。(資料編P6、図-8)

また、集落の農会を対象に毎年実施している鳥獣害アンケートの農業被害結果の「深刻」または「大きい」集落の割合は、令和4年度では約31%と平成29年度と比べて約2割減少した。しかし、イノシシが分布している集落の約3割は依然として大きな被害が出ている(図-2)。

なお、イノシシによる人身被害は近年減少傾向にあるが、生活環境被害に関する苦情は都市部の 自治体に対して多数寄せられるなど、生活環境被害への対応が依然として課題となっている(資料 編P4、図-5)。

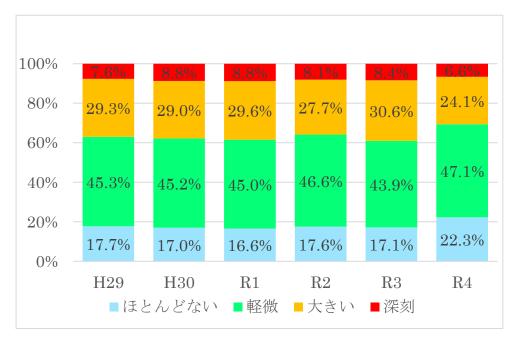


図-2 イノシシによる農林業被害意識の推移(「いない」と回答した農会は除く)

3 目標達成のための具体的な方策

管理計画目標:①農業被害の半減、②生息密度の低減、③人身被害や生活環境被害の解消 (R4~R8)

イノシシは、防護柵のわずかな隙間から農地へ侵入し、反復して農業被害を出す習性があり、また、1頭でも被害量が大きいことなどから、くくりわな CPUE が県平均である 0.2 未満の地域であっても、大きな農業被害を発生させている。

また、イノシシは繁殖力が高く、臆病な気質であるため、精度の高い生息数推定はできていないが、ここ数年は2万頭以上を捕獲してもなお被害が大きく減らないことから、捕獲目標を令和2年度から2万5千頭とし、継続して徹底した捕獲を行っている。

さらに、イノシシは、個体数管理以上に被害対策が重要であることから、防護柵整備や加害個体の 捕獲など各地域の状況に応じた総合的な対策を強力に推進する必要がある。

(1) 被害防除

ア農業被害対策

イノシシによる被害を未然に防ぐ取組を含めた被害対策実施計画を各市町で策定する。特に、 鳥獣害アンケートで農業被害結果の「深刻」または「大きい」集落の割合が、県平均 31%以上の 市町については、農業被害の軽減に向けた総合的な取組を強力に推進する。(資料編 P10、表 4)。

(ア) 獣害対策 GIS 等の活用による被害実態の把握と適切な対策の実施

県や市町が委託した民間の鳥獣被害対策専門家による被害対策カルテと処方箋の作成、処方箋に基づく集落の総合的かつ計画的な鳥獣被害対策の指導・支援が行われるように、取組誘導を行

う。

また、被害状況や生息状況、捕獲情報など獣害対策における様々なデータを地図上で一元管理した獣害対策GISの活用を図るとともに、各農林(水産)振興事務所内に設置した農林業職員で構成する獣害対策チーム²²²により、集落対策を行う民間事業者や市町、集落等の関係者のコーディネイト・情報共有を行っていく。

※2 獣害対策チーム: 各農林(水産)振興事務所に設置し、農政振興課、森林課、農業改良普及センター等で構成、 副所長が総括し、関係機関等の調整等総合的な獣害対策のマネジメントなどを行う。

(イ) 防護柵の設置・改善

新たな防護柵の設置や、既存防護柵の機能向上への取組を支援するため、設置場所や設置後の維持管理について技術指導を行うとともに、効果的な被害対策を行うため、被害集落自立サポート事業(環境整備支援)や野生動物共生林整備^{※3}を活用し整備したバッファーゾーンとの一体的利用により、柵の効果を高めるよう普及に努める。

※3 野生動物共生林整備:県民緑税を活用した「災害に強い森づくり」のひとつ。野生動物と人とのあつれきが生じている地域において、人と野生動物との棲み分けゾーンを設けるとともに、広葉樹林整備や人工林の広葉樹林化によって森林の奥地に共生林を整備するもの。

(ウ) 住民自らが積極的に参加する集落ぐるみによるイノシシを引き寄せない集落づくり

潜み場となる薮の刈り払いなどの集落環境の改善や、野菜くずの放置など餌付け行為をしない意識付けのための注意喚起等を行う。

また、自主的に加害個体を捕獲できるよう鳥獣被害集落自立サポート事業(対策の実践支援) により捕獲技術が指導できる現地アドバイザー(地域の被害対策指導員)を派遣し、集落ぐるみ の捕獲活動を普及・指導する。

これらの被害対策を継続して進めていくため、その体制づくりなどの取組を担う獣害対策のリーダーを育成するとともに、集落ぐるみで実施できるように支援する。

(エ) 高被害地域の捕獲推進

農地や市街地へ出没し被害を及ぼす個体の捕獲を推進するため、農会や地域住民と猟友会等との連携強化を推進するとともに、鳥獣被害集落自立サポート事業の活用により、現地アドバイザーを派遣し、地域住民等が主体となった捕獲に対する技術指導並びに体制づくりを支援する。

イ 生活環境被害対策

(7) 生活環境被害対策の支援

餌付防止や生ゴミの適正処理などイノシシを人の生活圏に近づけない対策の啓発活動など関係 行政機関と地域住民が連携して行う取り組みなどの支援を行う。また、市街地への出没により、 人身被害防止に向けた緊急時対応マニュアルを作成する。

(2) 捕獲にかかる担い手確保・育成と体制整備

イノシシの継続的かつ効果的な捕獲を推進するため、行政や地域と連携して被害対策や捕獲に取り組む多様な捕獲者の確保・育成を推進するとともに適切な捕獲体制の整備に努める。

ア 担い手の確保・育成

(ア) 多様な担い手による捕獲推進

被害防除を目的に行う有害捕獲活動は、被害農家等を始めとする地域一丸となった取り組みが 重要なため、被害集落自立サポート事業の現地アドバイザーによる集落指導や集落リーダーの育 成などを通じて多様な捕獲者の確保・育成に努める。

また、捕獲の目的を理解し、確かな技術や知識、コンプライアンス等を有した優良な捕獲者を育成するため、兵庫県立総合射撃場の活用や捕獲者認証制度の検討を進める。

(イ) 新規狩猟者の確保育成

狩猟の魅力のPRや農閑期での狩猟免許試験実施など免許取得機会の創出による新規狩猟免許所持者の確保と、捕獲技術及びコンプライアンスの向上支援を図る。

イ 捕獲体制の整備

(7) 有害捕獲体制の見直し

市町毎に有害捕獲体制の課題を整理し、人員確保や集落と狩猟団体の協力体制の整備が十分に出来ていない市町については連絡調整会議(県、市町、狩猟団体、被害農家等)を設置して有害捕獲体制の改善を検討する。

(イ) 集落単位の捕獲体制強化

集落毎の鳥獣害アンケートや有害捕獲データを収集分析し、被害が「深刻」または「大きい」と回答している集落などを対象に、集落ぐるみの捕獲体制づくりを指導する。

(ウ) 森林エリアでの捕獲体制整備

イノシシによる防護柵の破損によりシカが侵入し、林業被害発生の原因となることから、森林エリアにおけるイノシシの捕獲体制強化を行う。

(エ) 新たな分布拡大地域における早期捕獲体制の整備

瀬戸内海島しょ部や播磨南東部など、イノシシの新たな分布拡大地域において生息状況の把握 と、早期捕獲の体制整備を進める。

(オ) わな猟による捕獲促進

市町のイノシシ捕獲用わなの整備や効果的な 餌付け技術の取得などを支援するとともに、ICT 等を活用した効率的な捕獲ができるわなの導入 について推進する。

(3) 生息密度の低減

イノシシの生息密度指標であるくくりわな CPUE が県平均よりもかなり高い地域が認められることから、くくりわな CPUE が 0.2 を目安とした個体数管理を行うこととする。特に、くくりわな CPUE が 0.2 以上の 10 市町については捕獲重点化市町として設定し、くくりわな CPUE の低減を目的とした捕獲を推進する(図-3、表-1)。

表-1 捕獲重点化市町名

図2の 凡例	くくりわなCPUE (頭 / 100基·日)			市町名		
	0.6以上		淡路市、	南あわじ	市	
	0.4以上	0.6未満	なし			
	0.3以上	0.4未満	川西市、	明石市、	加古川市	
	0.2以上	0.3未満	稲美町、	小野市、	加西市、佐用町、洲本市	



図-3 市町別イノシシのくくりわな CPUE (令和4年度)

ア イノシシ狩猟期間延長の継続

生息密度の低減を図るため、3月15日までとしている狩猟期間の延長を継続する。

イ くくりわな制限の解除

直径 12cm を超えるくくりわなの使用制限を解除する(淡路地域と姫路市家島町のみ)。

ウ 狩猟期イノシシの捕獲拡大

狩猟期間中のイノシシ捕獲について、狩猟者に対して捕獲報償金を交付する。

エ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

効果的な捕獲等を促進するため、県は指定管理鳥獣捕獲等事業により、鳥獣捕獲等事業者への委託による捕獲を実施する。

オ 群れごと捕獲の推進

イノシシは複数のメスを中心とした群れを形成することから、個体数増加に重要な役割を果たすメスの生息密度低減を図るため、囲いわな等による群れごと捕獲を推進する。

カ 捕獲の効率化

狩猟者の捕獲技術向上やICTを活用した囲いわな等の導入による捕獲の効率化を推進する。

キ 鳥獣保護区の見直し

狩猟期間中の鳥獣保護区内での有害捕獲を継続するとともに、地域の実情に応じて鳥獣保護 区の見直しを検討する。

ク より詳細な生息・分布状況の分析

自動撮影カメラによる REST モデル[※]等に基づく調査並びにイノシシによる掘り起こし痕跡調査等を県下広域で実施し、より精細な密度推計と生息密度マップ作成に取り組む。(資料編P12)

※4 自動撮影からによる REST モデル: カメラで野生動物を撮影し、写った個体数とその移動速度等から個体識別せずに生息数 推定が可能となる手法。

(4) 生息地管理

野生鳥獣の生息環境に必要な多様な森林の育成を目指し、広葉樹林の保全・復元やスギ・ヒノキ等人工林の広葉樹林・針広混交への誘導などを図る。この一環として、県民緑税を活用して、「野生動物共生林整備」や「針葉樹林と広葉樹林の混交整備³⁶」を進める。また、獣害対策にも繋げることをねらいとして、地域住民が行う「住民参画型森林整備³⁶」を支援する。

- ※5 針葉樹林と広葉樹林の混交整備:県民緑税を活用した「災害に強い森づくり」のひとつ。手入れ不足の高齢人工林を部分伐採し、 跡地に広葉樹を植栽してパッチワーク状の多様な森林に誘導するもの。
- ※6 住民参画型森林整備:県民緑税を活用した「災害に強い森づくり」のひとつ。地域住民やボランティア等による自発的な「災害に強い森づくり」整備活動に対し、資機材等を支援するもの。

表-2「災害に強い森づくり」による森林整備

【令和6年度実施計画量(令和6年度新規着手分)】

		野生動物共生材	針葉樹林と		
区分	バッファーゾーン 整備		生林整備 :息地管理 】	広葉樹林の 混交整備 【 生息地管理 】	住民参画型 森林整備 【被害防除】
	【被害防除】	広葉樹林整備 タイプ	人工林の広葉樹林化 タイプ		
箇所数	1 1	3	1	9	1 0
面積(ha)	3 3 0	3 0	1	2 0 5	2 0

(5) その他

ア 豚熱等感染症対策の実施

豚熱ウイルスの拡散防止をするために、引き続き捕獲の推進と捕獲個体の適切な処理の実施、捕獲従事者や狩猟者の防疫措置の徹底を図る。加えて、イノシシの遺伝構造解析により感染地域との交流のある個体群の特定などの状況を調査し、効果的な豚熱対策実施地域を選定する。

また、野生イノシシで豚熱の感染が確認された場合、発見場所を中心に 10km 圏内の豚熱感染確認区域においてイノシシ肉は自家消費のみの利用に限られ、原則流通させることができないことから、狩猟による捕獲の減少が懸念される。一方、被害対策とウイルス拡散防止のために捕獲頭数を維持していく必要があることから、通年での有害捕獲の推進や、豚熱感染確認区域でのイノシシ肉の利用を促す PCR 検査費支援等を活用した狩猟期イノシシ捕獲拡大事業の本州市町での実施の働きかけなどにより、捕獲促進に取り組む。

イ イノシシの有効活用や適正処理の推進

ジビエ利用はシカに比べて進んでいるものの、夏季に有害捕獲したイノシシは利用されず廃棄される個体が多い。捕獲したイノシシを地域資源として活用し、付加価値を高めることによって捕獲のインセンティブ向上を図るため、狩猟団体や処理加工施設と連携してイノシシの資源活用と捕獲個体の搬入促進を推進する。また、イノシシ肉の活用を希望する市町との連携により、豚熱の感染確認地域において、その活用を図るため、国のガイドラインに基づき、早期に流通できる体制を整備する。